

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和40年4月から42年3月まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、国民年金制度が発足した頃、私たち夫婦の国民年金の加入手続きを行い、以降、申立期間①及び②の国民年金保険料を含め、夫婦二人分の保険料を集金人に納付していた。申立期間①については、検認印が押された国民年金手帳を保管しているので、申立期間①及び②について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は12か月と短期間であり、オンライン記録を見ると、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年4月頃に払い出されており、当該期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和37年度国民年金印紙検認記録欄を見ると、年度の記載が複数回訂正されている上、当該検認記録欄の10月から3月までの検認印の日付が昭和37年4月17日となっているものの、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、当該検認日に係る国民年金保険料の納付記録が見当たらないことなどから判断すると、申立期間①当時、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

2 申立期間②について、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、申立期間②の国民年金保険料が納付されたことを示す検認印は見当たらない。

また、申立人は、国民年金制度が発足した頃、申立人が申立人夫婦の国民年金の加入手続きを行い、申立期間②の国民年金保険料を含め、夫婦二人分の保険料を定期的に納付していた旨供述しているものの、i) オンライン記録

及び申立人の夫に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間②のうち昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料が未納となっていること、ii) 申立人の夫が所持する国民年金手帳を見ると、40 年 2 月 27 日付けで発行されている上、申立人の夫の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係る保険料の検認日の状況から判断すると、申立人の夫に係る国民年金の加入手続は同年 2 月頃に行われたものと推認できること、iii) 申立人の夫に係る上記の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和 41 年度の保険料が過年度納付されていることなど、供述内容に符合しない複数の周辺事情が存在する。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から52年10月までの期間、60年2月から同年6月までの期間及び62年10月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から52年10月まで
② 昭和60年2月から同年6月まで
③ 昭和62年10月から63年3月まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①から③までの国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、昭和47年11月に結婚したが、この頃、夫がA市役所で、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①について、夫が私たち夫婦と義母の3人分の国民年金保険料を毎月集金人に納付していた。その後、私たち夫婦は、B市に引っ越したが、申立期間②及び③を含め、夫が私たち夫婦二人分の保険料を毎月集金人に納付していたように記憶している。

以上のことから、申立期間①から③までについて、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において昭和53年8月31日に夫と共に払い出されており、申立人の記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日の状況から判断すると、申立人の国民年金の加入手続は同年8月頃に行われたものと推認できるところ、この時点では、第3回特例納付の実施期間中であることから、過年度納付及び特例納付を利用して、申立期間①の国民年金保険料を納付することは可能であるものの、申立人から夫が遡って保険料を納付したことをうかがわせる供述は得られない上、上記の払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②及び③について、オンライン記録を見ると、申立期間②及び③に挟まれた期間のうち、申立人及びその夫の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料が未納となっているところ、i) 過年度保険料の領収済通知書を見ると、申立人及びその夫の 60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間、同年 7 月から 62 年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の保険料が過年度納付されていること、ii) 申立人及びその夫の B 市の国民年金被保険者に係る調査カードを見ると、62 年 3 月 3 日及び同年 9 月 22 日に納付勧奨のため戸別訪問が行われていること、iii) オンライン記録を見ると、申立人及びその夫について、「62 トクソクタイシヨウシヤ」と記録されていること、iv) オンライン記録を見ると、申立人及びその夫について、平成 2 年 11 月 9 日付けで過年度保険料の納付書が作成されていることなど、申立人及びその夫の保険料が納期限より遅れて納付されている状況が散見できる。このことを踏まえると、当時、申立人及びその夫は、保険料の納付遅れにより催告を受けて納付していたものと考えられる。

3 申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①から③までの国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の夫は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について供述を得ることができない。

また、申立期間は 3 期間で合わせて 71 か月と長期間に及んでいる上、申立人の夫が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から③までの保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、国民年金制度が発足した頃、妻が私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、以降、妻が私の申立期間の国民年金保険料を含め、夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間当時の国民年金手帳を見ると、昭和40年2月27日付けで発行されており、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係る国民年金保険料の検認日の状況から判断すると、申立人の国民年金の加入手続は同年2月頃に行われたものと推認できるところ、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間に該当する上、これ以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記の国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ても、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す検認印は見当たらない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す記録は見当たらない上、申立期間直後の昭和41年度の保険料が過年度納付されているが、仮に、当該過年度納付がされなかった場合、42年度から申立人が60歳に到達するまでの保険料を納付しても当時の老齢年金の受給要件（25年）を満たすことができなかつたことを踏まえると、不足する保険料を含め過年度納付した可能性がうかがえる。

加えて、申立期間は 60 か月と長期間に及んでいる上、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 944 (事案 884 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から35年9月30日まで

私は、昭和27年5月から35年9月末頃まで継続してA事業所に勤務していたが、同事業所における厚生年金保険被保険者の記録が27年5月1日から同年7月1日までの2か月間しか無く、以前、第三者委員会に申し立てたが、記録が訂正されなかった。

しかしながら、A事業所では、継続して勤務していたことは事実であり、第三者委員会の決定には納得できないので、私が記憶している同僚に照会の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所の当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii) 同事業所において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認でき、かつ、連絡先が判明した複数の同僚から、申立人の同事業所における勤務期間等の勤務実態及び厚生年金保険料控除について具体的な供述が得られなかったこと、iii) 同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が、同事業所で一緒に勤務したと主張する知人は、昭和28年2月5日に初めて厚生年金保険被保険者資格を取得している上、申立期間において継続した被保険者記録となっていないところ、当該知人は連絡先不明のため供述が得られないこと、iv) 上記の被保険者名簿の申立人の欄において、訂正等の不自然な記載は見当たらないこと等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成24年3月7日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「A事業所で、継続して勤務していた

ことは事実であり、第三者委員会の決定には納得できないので、私が記憶している同僚に照会してほしい。」旨主張していることから、申立人が氏名を挙げた同僚のうち、前回の申立てに係る調査の際、回答が得られた者以外について調査を行ったところ、連絡が取れた複数の同僚からは、申立人のA事業所における勤務期間等の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述が得られなかった。

また、申立人は、口頭意見陳述において、「隣近所に住んでいた同僚二人と一緒にA事業所へ電車で通勤していたが、不況により二人と同じ時期に退職することになった。」旨主張し、当該同僚からの証言を求めたため再度照会したところ、当該同僚二人が供述する自身の退職の時期及び退職の理由は、それぞれ異なっており、申立人の主張とは相違している。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年頃から25年頃まで
② 昭和25年頃から26年頃まで
③ 昭和26年頃から33年頃まで
④ 昭和35年頃から39年頃まで

申立期間①については、私は、A社（後に、B社となり、現在は、C社）のD施設構内でE社の仕事をF職として行った。厚生年金保険は、E社で加入していた。

申立期間②については、私は、G地域で、F職の親方であったH氏の下で建物建設の仕事を行った。この時、G地域の自治体の職員に、「年金に入っている。」と言われたことを記憶しているので、この自治体で厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間③については、私は、複数の県の現場でH班の一員としてI社の仕事を行った。厚生年金保険は、同社で加入していた。

申立期間④については、私は、J社が施工した建物の建設等の仕事をK事業所のF職として行った。厚生年金保険は、J社で加入していた。

しかし、年金事務所からの回答によると、上記各事業所における厚生年金保険被保険者記録が無いとのことなので、申立期間①から④までについて、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に厚生年金保険被保険者記録が確認できる21人は、全て死亡又は連絡先が不明であり、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

また、E社の元事業主は、「資料が残っていないため、申立期間①当時の厚生年金保険の届出及び保険料の控除等の状況については、不明である。」旨供

述しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

なお、申立人は、「D施設構内でE社の仕事を行っていた。」旨供述していることから、B社D施設に照会したところ、同社は、「申立人の在籍、勤務及び給与支払記録は無い。申立期間①当時、直営社員しか厚生年金保険に加入していなかった。また、F職として社員の雇入れは行っていなかった。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が一緒に建物建設の工事に従事した親方の弟の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がG地域において建物建設の工事に従事していたことは推認できる。一方、L市は、「申立期間②当時、G地域のこれらの建物を管轄していた自治体は、M町（現在は、L市）又はN（現在は、L市）であったが、資料が無いため、申立期間②当時の両自治体における厚生年金保険の届出及び保険料の控除等の状況については、不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、事業所名簿並びにM町役場及びN役場に係る健康保険被保険者名簿を見ると、昭和23年8月1日にM町役場が、同年11月1日にN役場が健康保険の適用事業所になっていることが確認できるものの、当該両自治体が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認することができない。

さらに、上記の親方の弟は、申立期間②当時の厚生年金保険の加入状況について記憶しておらず、「親方であった長兄は、既に死亡している。」旨供述している上、申立人は、親方の弟二人とも一緒に工事に従事した旨供述しているものの、オンライン記録において、親方及びその弟二人について、M町役場又はN役場に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立期間②における前述の親方の弟は、「申立人とは、G地域の建物建設の工事に引き続き、昭和26年頃からI社の仕事をH班で一緒に行った。長兄がH班のO（班の中の班長の呼称）だった。」旨供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がI社P支店（現在は、I社Q支社）の現場でH班の一員として工事に従事していたことは推認できる。

しかしながら、I社P支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③に厚生年金保険被保険者記録が確認できる25人に照会したところ、回答が得られた複数の同僚は、「当時、I社P支店では、Oが集めた労働者で班を作り、この班が同社の仕事を行うO制を採用していた。H班は、この班の一つであった。」旨供述しているところ、申立期間③当時の同社同支店の労務事

務担当者は、「I社P支店では、O制を採用していたが、Oが班の従業員の給与を中間搾取することを防ぐため、労務課から班の従業員に直接給与を渡していた。班の従業員は厚生年金保険に加入しておらず、私は、班の給与計算も行っていたが、班の従業員の厚生年金保険料を給与から控除した記憶は無い。」旨供述している。

また、申立人がH班と一緒に工事に従事したOの第二人について、申立期間③においてI社P支店に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、当時のJ社の従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社の現場でK事業所の従業員として工事に従事していたことは推認できる。

しかしながら、J社の元事業主は、「資料が残っていないため、申立期間④当時の厚生年金保険の届出及び保険料の控除等の状況については、不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間④に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の従業員は、「J社の下請けであったK事業所の従業員を、同社で厚生年金保険に加入させることはなかった。」旨供述しており、申立人の申立期間④における厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人が同社の現場と一緒に工事に従事したとする同僚5人の記録は見当たらない上、申立期間④において、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

なお、申立期間④において、K事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。